

おむつ代の医療費控除に係る確認申請

令和 5 年以前分の確定申告では、おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての場合、必ず医師の「おむつ使用証明書」が必要でしたが、令和 6 年以降分の確定申告では、おむつ代の医療費控除を受けるのが初めてであっても、要件を満たすと「おむつ代の医療費控除に係る確認書」を発行することが可能となりました。

申請における注意点

市で確認書を発行できる方かどうかについて、必ず事前に問い合わせてください。要件を満たしていない場合は、おむつを使用されていても確認書を発行することができませんのでご注意ください。

また、即日での交付はできなくなっておりますのでご注意ください。(申請後 1 週間程度で申請者宅に送付します)

申請用紙（別紙）

要件の変更に伴い、令和 7 年 1 月より、様式を変更

必要な添付書類

- 介護保険被保険者証
- 要介護認定・要支援認定申請中の場合等は介護保険資格者証をご持参ください。
- 窓口に来庁されるご家族様の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受付窓口

姫路市役所 2 階 介護保険課

出先機関では発行できません。必ず姫路市役所本庁舎へお越しください。

その他

要件に該当しない場合は、市が発行する確認書では手続きできませんので、医師に別紙「おむつ使用証明書」の発行を依頼してください。

お問い合わせ

姫路市役所 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課 認定担当

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 本庁舎 2 階

電話番号: 079-221-2447 ファクス番号: 079-221-2925